



ゆうメール

2nd 131(L)

令和5年
(2023年)

8月号
第583号

ホームページ <http://www.matsumotohonjinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



“夏まつり 松本ぼんぼん”

〈写真提供：(株)井上〉

— 主な記事 —

税務署定期人事異動	2～4 頁
皆さんこんにちは・大久保進一氏	5 頁
頑張ってます・福島知代さん	5 頁
イイね👍 ふるさと!等	6 頁
税務ポイント 等	7 頁
法律レポート	8～9 頁
後期部会税務研修会ご案内	9 頁
会員福利厚生制度PR	10頁
8月の予定、第112回税制勉強会開催のお知らせ等	11頁
インフォメーションコーナー、地区トピックス、 川柳コーナー、あとがき	12頁
夏期特別研修会ご案内	付録
法人会“やまびこ運動”ご協力をお願い	付録



“夏まつり 松本ぼんぼん”

松本の夏を彩る一大イベント「夏まつり 松本ぼんぼん」が8月5日(土)に開催されます。毎年8月の第1土曜日に開催されるこの祭りは、普通の盆踊りよりテンポの速いサンバ調の楽曲に合わせ、松本市中心街の歩行者天国を参加連が踊り歩きます。1975年にスタートし、大雨やコロナ禍で中止されたことも有りましたが今年49回目を迎える松本の夏の風物詩です。

(関連記事 6 頁掲載 廣田伸一編集委員)

みんなで回覧しましょう。

社 長							經理担当
--------	--	--	--	--	--	--	------



差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル 5 階

税務署定期人事異動（令和5年7月10日付）

本年度も7月10日付で税務署の人事異動が発令されました。松本署では関署長が退職されるとともに、山田副署長も異動されることになりました。なお、法人会とかかわりの深い法人課税第一部門の大平統括官、杉原上席調査官は留任され、引き続き様々な場面でご指導いただくこととなりました。本稿では各部門の動きと併せてご報告いたします。



たなか せいいち
田中 聖一

署長のご紹介

出身地 山口県

略 歴 令和元年 局 調査査察部 査察第一部門 統括査察官

2年 佐野署 署長

3年 局 調査査察部 査察総括第一課 課長

5年 現職（7月から）

着任のご挨拶

松本税務署長 田中 聖一

一般社団法人松本法人会の皆様には、税務行政に対しまして深いご理解と多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により松本税務署長を拝命いたしました田中でございます。松本税務署は、雄大な北アルプスの麓にあり、近隣には松本城天守と旧開智学校校舎という国宝建造物が建ち並び、自然豊かで歴史あるこの地に勤務できることを大変嬉しく光栄に思っております。前任の関同様よろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、本年、記念すべき社団化50周年を迎えられましたことに対しまして心からお慶び申し上げます。その間、一貫して、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るため、各種研修会の開催や広報誌「まつもとほうじん」の発行、税を考える週間行事の一環として、中学生のクイズ大会「クイズ税金百科」を他の協力団体と共催していただいているほか、青年部による租税教室や女性部による「税に関する絵はがきコンクール」など、租税教育活動についても活発に展開されておられると伺っております。

また、地域社会の健全な発展の担い手として、献血

活動や清掃奉仕、各種団体への寄贈など、社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、地域社会から高い評価と厚い信頼を得ておられることも承知しております。

これもひとえに神澤会長をはじめ、歴代の会長、役員並びに会員の皆様の並々ならぬご努力の賜物であり、心から敬意を表する次第であります。

さて、国税当局では、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえて、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」を3本の柱とし、e-Tax等の更なる利便性の向上、キャッシュレス納付や納税証明書のオンライン請求など、デジタルを活用した国税に関する手続や、業務の在り方などの抜本的な見直しを進めております。

そして、本年10月からは、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、インボイス制度が開始されます。

貴会におかれましては、インボイス制度の研修会の開催や広報誌「まつもとほうじん」を活用した周知・広報にご協力いただいていることを承知しております。当局におきましても、事業者の方々が不安なく、インボイス制度が円滑に開始されるよう、今後とも、周知・広報・相談等に適切に取り組んでまいり所存でございます。

貴会の皆様が、税務行政のよき理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。今後とも、松本法人会の皆様と一層の連携・協調を図り、税務行政の更なる円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



退任のご挨拶

前署長 関 潤一

この度、松本税務署長を最後に税務の職場を退職いたしました。雄大なアルプスをはじめ自然豊かで歴史あるこの地で無事に退職を迎えられたことを大変嬉しく思っております。

松本税務署在任中は、神澤会長をはじめ松本法人会の役員並びに会員の皆様、事務局の皆様には、税務行政に対する格別のご協力とご厚情を賜り、心から感謝申し上げます。

2年間を思い起こしますと、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大の波、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、そして感染縮小に伴う感染法上の位置づけ変更に至るまで、新型コロナウイルス感染症に翻弄されてまいりました。

こうした状況下にあっても、松本法人会の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の対策を適切に講じ、各種研修会の開催、租税教育活動、社会貢献活動等に積極的に取り組んでいただきました。

なお、本年10月に導入されます「消費税のインボイス制度」の周知広報につきましても多大なご協力をいただきました。

また、本年5月には、節目となる「社団化50周年記念式典」が盛大に開催され、私も参加させていただきましたことは、大変光栄なことであり、強く心に残っております。

他にも様々な出来事がございましたが、皆様のご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝申し

上げます。

松本法人会の皆様には、今後も税務行政に対しまして、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、会員企業のご繁栄をお祈り申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。

着任者略歴（敬称略）



齋藤 健一 副署長(法担)

略 歴

出身地 千葉県

令和元年 東京局 課税第二部 酒
税課 酒類実務指導専門官
2年 雪谷署 法人課税第一部
門 統括国税調査官
3年 東京局 課税第二部 酒
税課 課長補佐
5年 現職(7月から)



生田 目 知宜 総務課長

略 歴

出身地 茨城県

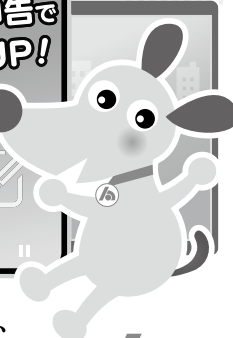
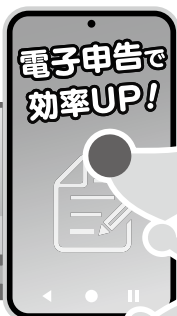
令和元年 局 課税第一部 審理課
総括主査
3年 局 課税第二部 法人課
税課 課長補佐
5年 現職(7月から)

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です！



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが！

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス



e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

法人会

法人会は会社経営の効率化
のためにe-Taxの普及を支
援しています。

松本税務署定期人事異動（関係分）令和5年7月10日付

●新	転 入（敬称略）	●旧
署長	田中 聖一	局 調査査察部 査察総括第一課 課長
副署長（法担）	齋藤 健一	東京局
総務課長	生田目 知宜	局 課税第二部 法人課税課 課長補佐
特別国税調査官（法人担当）	所 正雄	松本署 審理専門官（法人担当）
特別国税調査官（法人担当）	大平 勇人	前橋署 特別国税調査官（法人担当）
法人三統括官	小林 康隆	諏訪署 法人三上席調査官
法人四統括官	木口 盛人	諏訪署 法人三上席調査官
法人五統括官	内山 公一	長野署 法人三統括官
審理専門官（法人担当）	林 誠	川口署 審理専門官（法人担当）
法人課税 連絡調整官	國原 学	長野署 特別国税調査官（総合調査担当）上席調査官

●新	転 出（敬称略）	●旧
局 徴収部 実務指導専門官	関 潤一	署長
春日部署 副署長	山田 潤一郎	副署長
水戸署 特別国税調査官（開発調査担当）	小坂 佳範	総務課長
退職	樋口 富貴男	特別国税調査官（法人担当）
退職	宮原 英之	特別国税調査官（法人担当）
長野署 法人三統括官	佐藤 尚	法人三統括官
長野署 法人四統括官	吉澤 智幸	法人四統括官
伊那署 法人二統括官	清水 正	法人五統括官
局 課税第二部 資料調査第一課 主査	中山 美樹也	法人課税 連絡調整官

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI
 **キッセイ薬品工業株式会社**
 本社：松本市芳野19番48号



皆さん
こんにちは♪

「謙虚に静かに丁寧に」

松本市今井、アルウィンのすぐ側にあるコンテナハウス・マハロ。代表の大久保進一さんは大の

ハワイ好きとの事で事務所には息子さんと共通の趣味である古着ビンテージ物のアロハシャツや、もう一つの趣味である水彩色鉛筆で描かれた海をモチーフにした絵がセンス良く飾られています。

大久保さんは大手ハウスメーカーや県内の地域ビルダーで経験を積み、輸入住宅の販売にも携わってきました。その後、海上輸送用のコンテナを建築へ活用できることに関心を持ち 2014 年にコンテナハウス・マハロを設立。現在では美容室やカフェ、キャンプ場などからコンテナハウスのお問合せがひっきりなしにあり月のお休みは 1 日だけの時もあるそうです！

大久保さんがいつも大事にしていることを話してくれました。それは「お客様とお友達のような関係になりたい」ということ。ただコンテナハウスを販売するだけではなく、お客様がコンテナハウスを通じてどんなストーリーを描いて行くのかを沢山聞いてお客様と一緒に作るこ

とが一番の喜びだとおっしゃっていました。大久保さんの「皆が良くなって欲しいという思い」がファンをつくっているのだなあ〜と実感しました。これから益々のご活躍をご祈念いたします。

(菅野和光編集委員)



コンテナハウス・マハロ

松本市今井

代表 大久保 進一 氏



頑張ってます!!

『人を大切にする』

有限会社
大和インターナショナル
UNJOUR TERRACE
松本市蟻ヶ崎

福島 知代 さん

松本市蟻ヶ崎の美容室「UNJOUR TERRACE (アンジュール テラス)のディレクター & 店長の福島知代さんにお話を伺いました。「UNJOUR」は、フランス語で『一日』という意味で、来店されたお客様に最高の『一日』を提供し、次の日もまた次の日もキレイでいることに幸せを感じていただけるような人生の『一日』を演出し続けて行きたい…。店名には、そんな思いを込められているそうです。

福島さんは、社歴11年目でディレクターとして会社全体の「教育」の責任者、また店長として活躍しています。新人の研修や、スタイリストに早くなるために技術面や精神面の支援を行っています。定期的に他店舗の店長やスタッフと食事に行ったりして、コミュニケーションを図っていますが、チーフだった頃、スタッフの「教育」「育成」でたくさんの失敗や苦労がありました。今は、その経験を「学び」に変えて、自分自身も成長しながら「人を大切にする」想いで関わっています。今まで、会社に育ててもらい、未来への投資をしてくれた恩返しの気持ちでこれからも会社に貢献していきたいとのこと。

お休みの日は、保護犬だった愛犬のチワワと遊んだり、スポーツジムでダンス・ボクササイズをしているそうです。とても、明るく元気で、満面の笑顔が素敵でした。

(廣田伸一編集委員)

ねふるさと!

『夏まつり 松本ぼんぼん』
～ アルプスの里歴史を偲ぶ
城下町に響かせよう
松本ぼんぼんの歌と踊りを!! ～

松本の夏の風物詩「夏まつり 松本ぼんぼん」。1975年にスタートし毎年8月第1土曜日に開催され今年49回目を迎えました。この時期には県内各地で夏まつりが開催されますが、松本ぼんぼんもコロナ前は踊り手が2万7千人超、見物客が20万人超にもなった県内最大規模の夏まつりです。

松本駅の東側、中心市街地を夕方から夜にかけて歩行者天国にして祭りは行われます。参加者は30名～200名の「連」を職場や学校、仲間などで作り参加します。楽曲は普通の盆踊りよりテンポが速く、サンバ調ともいわれる音楽に合わせて踊ります。(なお、この曲はレコード化されているのですが、歌っている

のは前川陽子さんという「ひょっこりひょうたん島」やアニメ「キューティーハニー」の主題歌等を歌われている方です。)この楽曲を1ターン20分程度繰り返して踊り、休憩をはさみながら6～7ターン踊ります。なお、松本ぼんぼんは「踊りのコンクール」であり、皆で楽しむことも大切ですが、正しく踊ることが重要視されており、連のマナーなどと併せて評価が行われ各種の賞が該当する連に贈られます。



〈写真提供：(株)井上〉

り、皆で楽しむことも大切ですが、正しく踊ることが重要視されており、連のマナーなどと併せて評価が行われ各種の賞が該当する連に贈られます。

コロナ禍の影響で2020年・21年は中止となりましたが22年より復活。今年は昨年の2.6倍となる115連、5500名以上がエントリーしており、沿道への屋台の出店も行われるようで大勢の見物客の来場も予想されています。今年の夏も大変な暑さとなっておりますので対策をしっかりと行っていただいた上で、大勢の方々に踊り手として、また見物客として松本ぼんぼんにご参加いただき、地域を盛り上げていただきたいですね。

(廣田伸一編集委員)

松本法人会の全ての
会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください
“法人会やまびこ運動”ご協力をお願い

松本法人会では今年も5月より“法人会やまびこ運動”をスタートしております。8年目の取り組みとなりますこの活動は『会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組み』です。

大変厳しい状況下ではございますが、今月号の広報誌に「やまびこ運動ご協力をお願い」というチラシを同封しておりますので、お手数ですが内容をご確認いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

～法人会やまびこ運動って何?～

当会会員企業の皆様に【お取引先】や【お知り合い】の事業所(法人・個人※支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます。

ご協力よろしくお願い申し上げます!!

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室⁽⁸⁵⁾)消費税 その32

ね ましきん 値増金に係る 適格請求書の交付について

Q. 当社の行う建設工事等について、その建設工事等の引渡しの日において当該建設工事等の請負代金に係る請求書を交付しています。一方、建設工事等の請負契約に伴い収受する値増金については、相手方との協議によりその収入すべきことが確定することから、当初交付した請求書とは別に値増金に係る請求書を交付しています。この場合、それぞれ交付している請求書を適格請求書とすることで問題ないですか。

※値増金とは：請け負った工事について、資材の値上がり等に応じて請負代金を増額する場合の、増額分を言います。税務上は、一定の場合、値増金を収入することが契約において定められている場合には、工事等の引渡しの日属する事業年度の益金の額に算入する。しかし、協議によりその収入すべきことが確定するについては、その収入すべき金額が確定した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

A. 建設工事等の請負契約に伴い収受する値増金は、

当該建設工事等の対価の一部を構成するものですが、その金額の確定時期は区々であり、必ずしも建設工事等の引渡しの時までに確定するものではありません。

そのため、相手方との協議によりその収入すべきことが確定する値増金については、その収入すべき金額が確定した日の属する課税期間の課税標準額に算入することとしています（消費税法基本通達9-1-7）。

このように、ご質問の値増金は、相手方との協議によりその収入すべきことが確定した日の属する課税期間の課税標準額に算入することとしているため、当該値増金が建設工事等の対価の一部を構成するものであったとしても、当初交付している適格請求書とは別に当該値増金に係る適格請求書を交付することとなります。

この場合における適格請求書の次の記載事項は、当該値増金に係る金額を基礎として記載することとなります。

- ① 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ② 税率ごとに区分した消費税額等

(参考)

協同組合等において農産物の買取販売に係る販売代金の価格修正として組合員が受け取る事業分量配当金についても同様です。

(税制委員会：山口優子、木下茂登次、蒲生浩明 グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

第20回会員親睦ゴルフ大会開催

6月24日(土)あづみ野カントリークラブにおいて第20回会員親睦ゴルフ大会が開催され、17組66名が豊かな自然の中でゴルフを通じて親睦を深めました。

競技については団体戦と個人戦を実施。団体戦では豊科部会 Aチーム(下山邦雄氏、小川原浄氏、高山政登氏、遠山全一氏)、レディス部門では百瀬幸子氏、個人戦では下山邦雄氏がそれぞれ優勝しました。主な順位は下記のとおりです。

○主な成績 (敬称略)

【団体戦】

優勝 豊科部会 A
準優勝 混成 A
3位 塩尻部会

【レディス部門】

優勝 百瀬 幸子
準優勝 二茅 秀子
3位 沖 由美子

ネット グロス

75.6 96
76.0 106
76.6 97

【個人部門】

優勝 下山 邦雄
準優勝 沖 健史
3位 百瀬 幸二
ベスグロ 伊藤 修

ネット グロス

70.8 90
71.0 83
71.6 80
74

また、今回もチャリティ募金を行い、参加された皆様から35,000円の篤志が集まりました。お預かりしました募金は「松本山雅フットボールクラブ」へのパートナースポンサー支援という形で使わせていただきたいと思います。皆様のご支援ありがとうございます。



法律レポート**中小企業におけるパワハラに対する法的対応(第4回)**

三浦法律事務所 弁護士 三 浦 守 孝

**1. 会社内のパワハラ予防策（事前）**

企業には、パワハラに対する労働者の関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施などのパワハラ予防策をとることが義務付けられました。研修などでパワハラの周知・啓発を行うほか、従業員向けにパワハラに関するアンケート調査を実施して、企業における現状を把握したり、相談窓口を設置して従業員が気軽に相談できる職場環境を整備することが求められています。

2. パワハラ防止のルールづくり**(1) 就業規則**

パワハラの定義とその禁止、パワハラがあった場合の処分方法などを就業規則で規定するのが一般的です。パワハラの処分規定としては、情状の悪質性などを基準として、懲戒解雇、降格、出勤停止、減給、けん責（戒告）などの処分を設けることが必要です。

(2) パワーハラスメント防止規程

就業規則に委任の根拠規定を設けた上で、独立したパワハラ防止規程を定める方法もあります。パワハラの詳細な定義や禁止行為、懲戒内容、相談・苦情への対応、再発防止の義務などを定めた条項を設けます。

(3) 労使協定を定めることもあります。**3. 会社内での事後対処策****(1) 事業主に対する必要な措置の義務付け**

窓口での相談者対応に続いて、事実関係の調査・確認、事実関係の確認後の措置を行うこととなります。

(2) 相談窓口での相談者対応における注意点

相談内容の秘密が守られることと、相談しても社内で不利益な取り扱いを受けないことを説明します。

(3) 相談者の心情に配慮した聴取

担当者が従業員の心情に配慮し、真摯に聞くことが大切です。

(4) 相談内容を正確に記録。

相談者から①いつ、②誰から、③どのような行為を受けたか、④目撃者はいたか等を聴取し、記

録化します。

(5) 今後の手続きの流れ(一定期間を要すること等)を説明することも求められています。

4. 事実関係の調査確認**(1) 行為者に対する事実関係の確認**

相談者の了承を得て、適正手続保障の観点からも十分に弁明の機会を与える必要があります。複数名で対応し、聴取日時、場所、出席者、聴取内容について詳細に記録します。

(2) 第三者に対する事実関係の確認

相談者と行為者との間で主張する事実が一致しない場合、第三者からの事情聴取を検討し、その場合、相談者の了承を得ること、第三者の人数を絞ること、第三者に対し聴取内容について守秘義務を課すこと等が必要となります。

5. 事実関係確認後の措置

(パワハラがあったと判断できる場合)

(1) 行為者に対する措置

認定した事実や処分の理由を説明した上、注意、指導、人事異動等の処分を行います。就業規則に従い、懲戒処分を行うこととなります。再発防止に向け、行為者との定期的な面談やアドバイス、パワハラに関する研修を行うことも必要となります。

(2) 相談者に対する措置

認定した事実および職場環境改善措置や行為者に対する措置をとることを伝えます。

(パワハラがあったと判断できない場合)

相談者に対して結果や理由を丁寧に報告し、会社として適切に対応したことを理解してもらう必要があります。

6. 会社内の懲戒処分の手続、内容について

懲戒処分の有効要件として、①懲戒処分の根拠規定が存在すること、②懲戒事由に該当すること③懲戒処分が相当であることが必要となります。

懲戒の理由となる事由と、これに対する懲戒の種類・程度が就業規則上で明記される必要があります。

加害者の問題行為が就業規則上の懲戒事由に該当し、かつ加害者を懲戒処分とすることに客観的に合理的な理由があると認められなければなりません。

また、懲戒処分の相当性として、理由とされた当該行為の性質・態様その他の事情に照らして社会通念上相当なものと認められない場合は、懲戒権を濫用したものとして無効になります。

パワハラの加害者に対し重過ぎる処分を課した場合には、懲戒処分は無効と判断されることがあります。

行為内容の悪質性(行為の業務上の必要性の有無、

加害者の意図・目的を踏まえて判断)、行為の頻度や期間、被害者の数、被害の程度、行為後の反省や謝罪の程度、懲戒処分歴などを斟酌して懲戒処分の軽重を考えることになります。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手 1-3-29 丸今ビル 3F
TEL(0263)39-2030 代 FAX(0263)39-2031

令和5年度 後期部会税務研修会

テーマ『消費税インボイス制度 取引事例の解説』 ～ 値引き・立替金・口座振替など～

講師：松本税務署 担当官

本年度後期の税務研修会を下記の日程にて行います。今回の研修会ではいよいよ10月よりスタートする消費税のインボイス制度につきまして、実際の商取引における様々な場面で必要となる処理等についてお話をいたします。参加費は無料。会員の皆様には別途ハガキでもご案内いたしますので是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

日 程	部 会 等	時 間	会 場
9月4日(月)	松本 A ブロック	14:00～15:30	松本市駅前会館4階「大会議室」
6日(水)	塩尻部会	15:00～16:30	中信会館 エマールホール
11日(月)	松本 B ブロック	14:00～15:30	松本市駅前会館4階「大会議室」
12日(火)	波田・安曇・奈川部会	15:00～16:30	松本市波田商工会
13日(水)	筑北部会	15:00～16:30	筑北村商工会
14日(木)	松本 C ブロック	14:00～15:30	松本市駅前会館4階「大会議室」
15日(金)	堀金・梓川・三郷部会	15:00～16:30	安曇野市商工会 堀金商工会館
19日(火)	朝日・山形部会	15:00～16:30	朝日村商工会
20日(水)	松本 D ブロック	14:00～15:30	松本市駅前会館4階「大会議室」
22日(金)	川手部会	15:00～16:30	安曇野市商工会 明科商工会館
25日(月)	穂高・豊科部会	15:00～16:30	安曇野市商工会 穂高商工会館
26日(火)	松本 E ブロック	14:00～15:30	松本市駅前会館4階「大会議室」

☆開催にあたり、参加者間の座席距離の確保、室内換気等を心掛けますが、ご参加いただく皆様におかれましては当日体調不良や発熱症状がある場合にはご参加を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

暑中お見舞い申し上げます

「消費税申告一声運動実施中」

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。

D&D 大同生命

松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829



Business Guard



AIG 損保

世界有数の地震国、日本!
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を!



法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします!

AIG損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

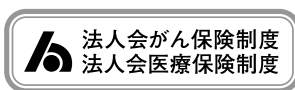
お問合せ先
松本支店
〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7F
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2022年2月時点の内容です。(22-073005)



アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



「生きる」を創る。
Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック 長野支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。

8月の予定

2日広報委編集会議 3日税制委グループ会議
 4日青年部親睦例会 8日法人会献血活動
 9日女性部8月例会 10日新設法人説明会
 11～16日事務局夏季休業 22日常任理事会、役員大会
 24日第112回税制勉強会
 28日租税教室(明善小学校) 29日決算説明会

決算説明会

(法人税・消費税の説明会 / 7月決算法人対象)
 8月29日(火) 午後2時より

松本市駅前会館「大会議室」

※座席間距離確保、室内換気等に留意し会場設営を行います。参加者におかれましても新型コロナウイルス感染予防のため、当日、体調不良、発熱症状がある場合はご参加をご遠慮ください。

第112回税制勉強会開催のお知らせ

「消費税インボイス制度
 開始直前セミナー
 ～概要から具体的取引事例まで～」

税制勉強会を下記要領にて開催いたします。

- 日 時 8月24日(木) 午後2時～3時30分
 - 会 場 松本市駅前会館4階「大会議室」
 - 内 容 「消費税インボイス制度開始直前セミナー
 ～概要から具体的取引事例まで～」
 - 講 師 松本税務署 担当官
 - 受講料 無料
 - お申込 事務局まで(0263-35-8080)
- ※参加をご希望されます方は、必ず事務局まで事前のお申し込みをお願い申し上げます
 (電話 0263-35-8080)

令和5年度 常任理事会・役員大会

本年度の常任理事会・役員大会を次の日程で開催いたします。

- 日 時 8月22日(火) 14:00～18:30
- 会 場 ホテルブエナビスタ3階「グランデ」他
- 常任理事会 14:00～14:50
- 役員大会 15:00～18:30
 - (1)会 議 15:00～16:00
 - (2)税務講話 16:10～17:10
- 講師：松本税務署長 田中 聖一 氏
- (3)懇親会 17:20～18:30

夏期特別研修会
開催案内

ロシア・ウクライナ戦争と日本の安全保障

東京大学先端科学技術研究センター講師

講師 小泉 悠 氏

本年度の夏期特別研修会を下記内容で開催いたします。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。



日 時 9月5日(火)
 午後2時～3時30分

会 場 松本市駅前会館4階「大会議室」
 (歯科医師会館)

定 員 60名(先着順。必ず事前申し込みをお願いいたします。)

受講料 無料

お申込 同封したご案内チラシに必要事項をご記入の上、FAX等で事務局まで必ずご返信くださいますようお願い申し上げます。

お問合せやご不明な点は事務局まで。

(TEL:0263-35-8080/FAX:0263-36-0839)

☆同封のご案内チラシをご確認ください☆

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍻)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD MP3 MP4 デジタルカメラ デジタル写真機

一般社団法人 松本法人会

めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0639

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



「施設命名権(=ネーミングライツ)の導入が広がっています」(松本市)



各地の公共施設などで「施設命名権=ネーミングライツ」導入が進んでいます。松本市でも高校球児の熱い夏の舞台でもあります「松本市野球場」が今年4月より、「セキスイハイム松本スタジアム」と名付けられました。同様に、四賀球場が「信州グリーンローズスタジアム四賀」、大手駐車場は「東洋計器大手門駐車場」となりました。企業にとっては社会貢献と自社PR、施設にとっては運営費用の確保ができるこうした取り組みは一層広まっていくのでしょうか。(菅野和光編集委員)

アサカワ印刷株式会社

『名入れカレンダー』や『オリジナルカレンダー』も承ります!

お世話になった方へ贈る

カレンダーを

一緒に作りませんか?



お気軽に
ご相談
ください!!



アサカワ印刷株式会社

TEL.0263-25-5600

E-mail: asakawa-p@po.mcci.or.jp

〒399-0005 長野県松本市野瀬木工1-6-34

川柳コーナー

愛犬が

昇った空に

あかね雲

夏休み

始まる前が

幸せか

この暑さ

外で遊べと

言えぬ夏

新米

あとがき

夏と言え、甲子園! 今年はどうな感動

ドラマが待っているのか! そんな甲子園名物の一つと言え、アルプス席の応援がございます。人文字、ブラスバンド、応援団など、今回注目したいのは、スタンドで応援している野球部員についてです。彼らは残念ながら背番号をもらえなかった選手たちです。強豪校になればなるほどスタンドにいる選手は多い傾向があります。学校によっては100名の部員になることも! さてこのスタンドで応援している選手を見た外国人の方がこう言ったそうです。「何故彼らはあそこにいるの? ゲームに出ないの?」とても不思議そうだったそうです。海外では、各レベルで試合が行われています。試合に出る前提でチームが結成されていますので選手たちは自分のレベルにあったリーグで試合に出場し、どんどん上達してまた次のステージで試合ができる。試合に出た方が楽しいに決まっていますから、意欲的に練習もします。日本の「補欠」と海外の「サブメンバー」かなり意味合いが違ふようです。

みんなが試合に出れる環境にすれば野球人口が増えることに繋がるのではないかと、思っている2023年夏! (菅野)

(本号編集委員)

菅野和光



個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社